駒岡清掃工場更新事業自営線敷設調査検討業務 仕様書

1 業務目的

札幌市では、老朽化した駒岡清掃工場の建替えを行う駒岡清掃工場更新事業を進めており、新清掃工場は、特別高圧電力(66kV)にて北海道電力ネットワーク株式会社(以下「北電 NW」という。)の系統に連系することを計画している。

本業務は、新清掃工場から北電 NW 真駒内変電所の連系地点まで、自営線(特別高圧電力ケーブル)を敷設するために、必要な調査や検討等を行うことを目的とする。

2 業務期間

契約書に示す着手の日から令和4年6月30日まで

3 業務場所

札幌市南区真駒内 129番 3ほか

新清掃工場:札幌市南区真駒内 129番3ほか

北電 NW 真駒内変電所: 札幌市南区澄川 4 条 11 丁目 2-8

4 駒岡清掃工場更新事業の概要

(1) 施設規模

燒却施設 600t/日 (300t/24h×2 炉)

破砕施設 130t/日 (剪断破砕:80t/5h、回転破砕:50t/5h)

(2) 発電設備

定格出力の合計:18,910kW

蒸気タービン発電機(1 台): 16,800kW

ガスエンジン発電機 (3 台): 700kW×3 台 太陽光発電設備 (1 台): 10kW

(3) 系統への逆送電力

最大 16,000kW

(4) 受変電・送電設備

特別高圧方式(66kV、2回線(常用1回線、予備1回線))

ガス絶縁開閉装置 キュービクル形三相一括型ガス絶縁開閉装置 (C-GIS)

特別高圧変圧器 一次 66kV、二次 6.6kV

(5) 北電 NW との連系予定日

令和6年9月1日

(6) 設計・建設工事の契約工期令和2年5月29日~令和7年3月31日

(7) 運営・維持管理の契約期間

令和7年4月1日 ~ 令和27年3月31日(20年間)

5 調査検討に係る与条件

自営線として、新清掃工場から北電 NW の連系地点まで、66kV 特別高圧電力ケーブル (2回線) を敷設することとし、敷設ルートは別紙のルート (亘長:約5km) での地中埋設 (マンホール 15 箇所程度を設置) を想定しているが、詳細については、本業務の調査検討により、確定させるものとする。

6 適用基準等

受託者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等(以下「適用基準等」という。) は次の基準等によるほか、担当職員の指示によるものとする。

- •「電気通信施設設計指針」(社)建設電気技術協会
- ·「土木工事標準積算基準書」国土交通省
- ・「電気通信施設設計要領・同解説」(社)建設電気技術協会
- ·「公共建築工事標準仕様書」国土交通省
- ·「公共建築改修工事標準仕様書」国土交通省
- •「電気通信設備工事共通仕様書」国土交通省
- ・「道路の交通容量」(社)日本道路協会
- ・「道路構造令の解説と運用」(社)日本道路協会

7 業務責任者及び業務担当者

- (1) 業務責任者の資格要件
 - ・1級建築士又は建築設備士
- (2) 業務担当者の配置(業務責任者は業務担当者と兼務することができる) 受託者は本業務の遂行のため、業務責任者の下に電気設備担当の業務担当者を配置す ること。
 - ア 業務担当者の資格要件
 - ・実務経験(大卒・高専3年*、高卒5年*、その他10年以上)
 - ※ 電気工学及び電気通信工学に関する学科を修めた後、記載した実務経験年数を有する者。

8 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。

9 業務内容

- (1) 測量調査
 - ・敷設ルートの検討を行うため、現地測量及び路線測量(作業計画、現地踏査、中心線測量、仮 BM 設置測量、縦断測量、横断測量)等の必要となる測量調査を実施すること。
- (2) 試掘調査
 - ・マンホール設置個所の選定及び敷設ルート上における埋設物等の状況を確認するため、 試掘調査(埋設物・土質・湧水情報等)等の必要な調査を実施すること。なお、試掘 部の舗装復旧方法については、道路管理者との協議を行うこと。
- (3) 自営線敷設検討
 - ア 各種管理図・台帳収集等
 - ・敷設ルートの検討に必要な埋設管理図(上下水道、ガス、NTT、電力等)、道路台帳、河川管理台帳、地籍図等の各種管理図や台帳等の収集を行うこと。また、必要に応じ、 各埋設管理者との協議を行うこと。
 - イ 自営線敷設に係る図面等作成
 - ・測量調査及び試掘調査の結果に基づき、敷設ルートの検討を行い、自営線敷設に必要な図面等の作成を行うこと。なお、敷設ルートにおける河川の横断箇所について、橋梁添架や専用橋等による敷設を検討し、必要な図面等の作成を行うこと。
 - ・敷設する電力ケーブルについて、径種検討(許容電流等)のほか、延線張力検討、マンホール寸法の検討(オフセット検討)及びケーブルの滑落検討等の必要となる検討を 行うこと。
 - ・埋設管路について、管路径の選定、管路配列の検討のほか、マンホール取出し管路口の位置の検討を行い、埋設管路の標準断面図及びマンホールの構造図の作成を行うこと。
 - ・自営線敷設に係る概略工程表についても、併せて作成を行うこと。
 - ・上記の検討に際し、維持管理等に配慮すること。
 - ウ 自営線敷設に係る積算数量調書等作成
 - ・作成した図面等をもとに、自営線の敷設費用(年度別事業費)の算出、敷設に必要な 積算数量調書及び計算書等の作成を行うこと。
 - エ 道路等占用に係る協議・申請準備
 - ・自営線敷設に伴う埋設物等の道路及び河川占用等に係る協議・申請について、道路・ 河川管理者等との協議を行い、占用許可申請図書の作成等の申請準備を行うこと。
 - オ 維持管理に係る計画
 - ・北電 NW との連系予定日から 30 年間の期間において、自営線の維持管理方法の検討を 行い、維持管理を行うために必要となる点検や、想定される補修内容等について、実 施時期及びその費用の算出を行い、維持管理に係る計画書を作成すること。
 - カ 連系及び接続方法の検討
 - ・自営線と、北電 NW の系統への連系及び新清掃工場の受変電・送電設備等との接続方法 について、調査検討を行うこと。
 - 系統への連系方法については、北電 NW との協議を行い、確定させること。また、委託

者が北電 NW に提出する各種申込書等の作成支援を行うこと。

・新清掃工場の受変電・送電設備等との接続方法については、駒岡清掃工場更新事業建 設工事の受注者との協議を行い、確定させること。

キ 自営線敷設に必要な図面等の提出

- ・自営線の敷設費用(概算費用)については、令和3年9月中旬までに提出すること。
- ・自営線敷設に必要な図面等のほか、概略工程表、敷設費用、積算数量調書、計算書及 び機器等見積書等については、令和3年12月中旬までに提出すること。

10 打合せ(協議)及び記録

打合せ(協議)は業務着手時、成果品納入時のほか、担当職員又は業務責任者等が必要と認めたときに実施し、記録すること。なお、業務責任者は、主要な打合せに必ず出席すること。

11 提出書類

業務にあたり受託者が提出する書類は下記のとおりとする。成果報告書の作成、電子データの提出にあたっては事前に担当職員と協議を行うこと。なお、著作権の帰属は、委託者にあるものとする。

(1) 契約後速やかに提出する書類

ア 業務着手届 2部

イ 業務実施計画書 2部

ウ 業務工程表 2部

工 業務責任者等指定通知書 2部

(2) 業務完了時に提出する書類

ア 業務完了届 2部

イ 成果報告書

• 測量調査報告書:2部

• 試掘調査報告書:2部

・図面(A3版)・製本(普通紙・白黒):各3部

・仮設計画図(必要に応じ、担当職員の指示による):2部

リサイクル計画書:2部

• 概略工程表: 2部

• 各種検討書: 2部

• 積算数量調書:2部

• 各種計算書: 2部

•機器等見積書:1部

※ 見積書については、原則、3社以上を提出すること。

• 敷設費用 (年度別事業費) : 2部

· 占用許可申請図書:2部

・維持管理に係る計画書:2部

- ウ 参考資料
- エ 電子データ 一式
- ※ CADデータの保存形式及びレイヤー構成等については、担当職員と協議すること。

一式

(3) その他委託者が特に必要と認めた書類

12 その他

(1) 法令等の順守

本業務は、提示された与条件、適用基準等に従い、関連する法令を遵守し、履行するこ :。

(2) 関係機関との協議

本業務の内容について、関係する自治体・官公署との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合、その対応を行うこと。

(3) 秘密の保持

受託者は、業務上知りえた情報を他人に漏らさないこと。

(4) 中立性の保守

受託者は、常に中立性を保持するよう努めること。

(5) 環境に配慮した業務履行

受託者は環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- ア電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- イごみ減量及びリサイクルに努めること。
- ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- エ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・ 急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- オ 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。
- カ環境汚染につながる緊急事態へ備えること。
- キ 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。
- (6) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項は、「札幌市建築設計業務委託共通仕様書」、「札幌市土木設計業務共通仕様書」、「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書」及び「札幌市公共測量仕様書」、その他関連する仕様書による。その他、業務の遂行において本仕様書に明示されていない事項がある場合は、受託者は、委託者と協議の上決定すること。

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らして はならない。
- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報 を、他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。) により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報 が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報 を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報 が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者 が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあること を知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除 及び損害賠償の請求をすることができる。



